

---

## 第3回

# 門真市自治基本条例制定検討委員会 会議資料

---

平成23年10月26日（水）

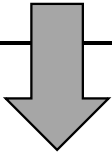
別館3階 第3会議室

---

# ○記載内容説明

**門真市自治基本条例 市民検討委員会 最終原案（平成23年9月6日提出）**

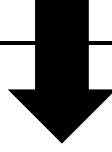
<p><b>【基本理念】</b></p> <p>第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、<b>地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力、地域力を高め、自ら生成し、発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</b></p>	<p><b>＜説明＞</b></p> <p>本条は、自律発展都市を門真市の目指すべき理念として掲げ、このために市民、議会、市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。</p> <p>なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。</p>
--	--



行政対案として提出した事務局案から、変更となった箇所については、色・枠付で表記しています。

**行政対案【事務局案】（平成23年7月15日作成）**

<p><b>【基本理念】</b></p> <p>第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、自ら生成し、発展していく自律発展都市を形成することで<b>地域全体の自治意識の向上を図り、市民力、地域力を高めるとともに、次世代を担う人材育成に努める</b>ことをこの条例の基本理念とします。</p>	
---	--



第6回（仮称）門真市自治基本条例市民検討委員会 策定部会（H23/7/15）に提出した事務局案です。**黒塗・白抜き文字**は、第5回策定部会（H23/6/10）までにまとめられた市民検討委員会案に対し、事務局案として変更した箇所です。

# 門真市自治基本条例 市民検討委員会 最終原案（平成23年9月6日提出）

## 【前文】

門真市は、河内平野のほぼ中央に位置し、古くは仁徳天皇の堤事業、茨田堤（まんだのつつみ）により、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。北に淀川、東に生駒山を擁し、自然の恩恵を受け、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んで、西に広がる大阪のまちと連なり、自然とまちが一体となった故郷を形成しました。

また、楠の大空に向かって高くそびえるその姿は門真市の将来を象徴するものとして市の木に選定されています。このような門真市の発展を支えてきたのは、脈々と続く門真市の自治の歴史が蓄積されてきたことにあります。既に中世には、低湿な池沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開発されたと考えられています。しかしながら、低湿地のため、雨が連続と水害により耕作できない状態となり、農民たちは生活に困窮していました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに応えるしたたかな自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守った多くの義民を輩出してきました。このように、先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。

昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として『門真市市民憲章』を制定し、人間の尊厳と住民の自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月にわが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問われるようになってきました。門真市では、平成13年に「門真市美しいまちづくり条例」を施行し、参画と協働の理念の具体化へと新たな一歩を踏み出してきました。

一方で、産業構造や経済状況の変化は、社会状況を大きく変えつつあり、門真市内でも人間関係の疎遠化、所得等多様な格差等さまざまな解決すべき問題が発生しています。そこで、問題を打開し、誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安心安全なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとは、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力寄せ合い、ありがとうの気持ちと奉仕の精神を基盤とした市民力や地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民を起点とする自律発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等の計画がめざす姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。そこで、市民みんなが共有すべき自治の最高規範として、門真市自治基本条例を制定し、これをもって今私たちは新たな自治の一歩を踏み出します。

## ＜説明＞

門真には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の自治の歴史のポイントについて触れました。

ところで、現在（本条例制定当時）では、少子高齢化、生活形態の多様化等によって、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。

そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は相互の人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。

したがって、前文は、これから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例が門真市の自治の最高規範として尊重されていくことを宣言するものです。

なお、門真市では昭和48年10月1日に『市民憲章』が制定されています。この市民憲章の宣言を実質的なものにするためにも、この門真市自治基本条例は不可欠なものであります。

## 『門真市市民憲章』（1973年（昭和48年）10月1日制定）

わたくしたち門真市民は、恒久の平和を求め、自由と平等を愛し、伸びゆく門真市を支える市民であることに自覚と誇りをもちます。

そして、わたくしたちは、人間の尊厳と住民の自治を重んじ、互いの信頼と協力で結ばれた、明るく豊かな住みよいまちをつくるため、市民の総意でこの憲章を定めます。

1. わたくしたちは、美しい緑を愛し、公害や災害のない、健康で文化的な生活が営める清潔な環境をつくります。

1. わたくしたちは、若い力を育て、老人を敬愛し、心身障害者（児）を助け合ひ、互いに助け合つて市民福祉をすすめます。

1. わたくしたちは、郷土の伝統を知り、文化財を守り、教養を高めて新しい文化をつくります。

1. わたくしたちは、働くことによるこびと誇りを持ち、希望にみちた健全な家庭をきずきます。

1. わたくしたちは、市政に深い関心を持ち、批判と協力を惜しまず積極的に参加します。

①前文に、市民憲章に関する記述があるが、市民憲章と自治基本条例の違い、あるいは市民憲章内の行動規範等を条文中に記述されている自治体もあると思うが、そこは議論されたのか。

②市民憲章については、9月議会でも一般質問があり、答弁した。今のところ、前文で市民憲章等には触れるが、市民憲章と自治基本条例は別物と考えてよいか。市民憲章の位置付けが気になる。

# 行政対案【事務局案】（平成23年7月15日作成）

## 【前文】

私たちが暮らす門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁する淀川低地帯と呼ばれる河内平野のほぼ中央に位置し、先人たちは、洪水など自然の猛威に立ち向かい、茨田堤（まんだのつつみ）の築堤、水路の整備、バッテリーや段蔵の構築をはじめ幾多の創意工夫で暮らしを広げ、自治を確立してきました。そして、中世には、稲作以外にも平坦な低湿地を活かし、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培を普及し、西に広がる大阪のまちと連なり、自然とまちが一体となった故郷を形成しました。先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。

私たちのまち門真市は、昭和30年からの高度経済成長期に大阪市のベッドタウンとして、また、大手電器メーカーの企業城下町として変貌し、人口の急増とともに、昭和38年、市制が敷かれました。今日では、高速道路や私鉄、モノレール、地下鉄などの交通網が発達し、交通アクセスの良いまちとなった一方で、急速な都市化に伴い乱開発や密集等の都市問題を抱え、また、産業構造や経済状況の変化は、社会状況を大きく変えつつあります。国際化と情報化の進展の中で、人口減少・少子高齢社会を迎え、福祉や子育て・教育、文化に生涯学習など市民ニーズは多様化・高度化してきており、人間関係の疎遠化、所得格差など様々な解決すべき問題が発生しています。

私たち市民は、これらの問題を打開し、誇りを持って住み続けたいと思えるまち、すべての市民の人権が尊重され、快適に暮らせるまち、子どもたちが未来に希望を持って健やかに育つ、平和で安心、安全なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとは、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人との絆を大切に力寄せ合い、感謝と奉仕の精神を基盤として、自ら主体となって選択し行動することで市民力や地域力を高めていかなければなりません。わが国は今、地方分権の夜明けを迎えようとしています。市民の自治を基盤とした地方自治の発展のあり方が問われています。今まさに、公民協働を軸に、市民が主体となった自治を確立していきましょう。

先人たちは、かつて、水防組織や村、共同体をつくり、自然と向き合いながら、生活、文化を広げ、近代的な自治を発展させてきました。私たちは、平和憲法の制定や民主主義の発展に大きく貢献したり、核兵器の廃絶や水を確保し暮らしを守るために奔走した先人をはじめ、名は残さなくとも、暮らしとまちの発展、自治の拡充に活躍した先人たちの思いを継承、発展させ、市の木である楠が大空に向かって高くそびえるその姿のように、力強く、自律発展都市を築いていきます。

私たちは、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、市民、議会、市役所はお互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能なまち、自治の発展を追求していきます。そこで、みんなが共有すべき自治の最高規範として、これを制定し、これをもって今私たちは新たな自治の一歩を踏み出します。

門真市自治基本条例 市民検討委員会 最終原案（平成23年9月6日提出）

第1章 総則	
<p><b>【目的】</b> 第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>&lt;説明&gt; 第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。特に、市民、議会、市役所が協働を中心とした協働によるまちづくりの基本原則を理解することが、まずは大前提でなければならないことを確認するものです。また、以下の各条項では、総合計画等の計画を有効に実施していくための自治の仕組みとして、現在何が課題であり、何を推進していくことが必要か、といった判断に基づいて、多くの市民が相互に議論し、策定したものです。 なお、協働とは、まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。</p>
<p><b>【定義】</b> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。 (1) 市民 門真市の住民並びに門真市で働き、活動し、及び学ぶ人並びに市内に立地する事業者をいいます。 (2) 議会 政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいいます。 (3) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。又、これらの機関に所属する職員も含まれます。</p>	<p>&lt;説明&gt; 本条例は、市民、議会、市役所のそれぞれの役割と相互の協働関係について、これからあるべき姿を提示するところにポイントがあります。したがって、本条ではこの三者について定義しました。 本条例で使用する市民は、参政権を前提とした市民ではなく、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民のことをいいます。したがって、市民には、門真市に住所を有する住民のほか、協働によるまちづくりに大きく関係する人を含みます。また、通勤、通学する人も市民に含めるのは、多くの時間は門真市で生活しているわけであり、本条で定める市民としての認識を高めて欲しいという期待を込めています。 ところで、市役所という表現については、本来であれば執行機関と表現すべきですが、日常的には市役所といわれていますので、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を採用します。</p>
第2章 自治の基本原則	
<p><b>【基本理念】</b> 第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力、地域力を高め、自ら生成し、発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>&lt;説明&gt; 本条は、自律発展都市を門真市の目指すべき理念として掲げ、このために市民、議会、市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。 なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。</p>
<p><b>【最高規範性】</b> 第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範であり、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。  2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>&lt;説明&gt; 門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り、育てることで、本条例は、門真市における最高規範として尊重されていくこととなります。したがって、本条例を最高規範として、その他の条例や規則の整合性や体系化に議会や市役所は努めなければならないこととなります。 また、総合計画等の計画においても、この自治基本条例を尊重して策定しなければなりません。</p>

③第7条(市民の役割)・第8条(事業者の役割)で、市民と事業者が別条となっているが、第2条(定義)では市民の中に事業者が含まれている。その整

行政対案【事務局案】（平成23年7月15日作成）

第1章 総則	
<p><b>【目的】</b> 第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>&lt;説明&gt; 第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。特に、市民、議会、市役所が協働を中心とした協働によるまちづくりの基本原則を理解することが、まずは大前提でなければならないことを確認するものです。また、以下の各条項では、総合計画等の計画を有効に実施していくための自治の仕組みとして、現在何が課題であり、何を推進していくことが必要か、といった判断に基づいて、多くの市民が相互に議論し、策定したものです。 なお、協働とは、まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。</p>
<p><b>【定義】</b> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。 (1) 市民 門真市の住民並びに門真市で働き、活動し、及び学ぶ人並びに市内に立地する事業者をいいます。 (2) 事業者 門真市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいます。 (3) 議会 政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいいます。 (4) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。</p>	<p>&lt;説明&gt; 本条例は、市民、議会、市役所のそれぞれの役割と相互の協働関係について、これからあるべき姿を提示するところにポイントがあります。したがって、本条ではこの三者について定義しました。 本条例で使用する市民は、参政権を前提とした市民ではなく、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民のことをいいます。したがって、市民には、門真市に住所を有する住民のほか、協働によるまちづくりに大きく関係する人を含みます。また、通勤、通学する人も市民に含めるのは、多くの時間は門真市で生活しているわけであり、本条で定める市民としての認識を高めて欲しいという期待を込めています。 ところで、市役所という表現については、本来であれば執行機関と表現すべきですが、日常的には市役所といわれていますので、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を採用します。</p>
第2章 自治の基本原則	
<p><b>【基本理念】</b> 第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、自ら生成し、発展していく自律発展都市を形成することで地域全体の自治意識の向上を図り、市民力、地域力を高めるとともに、次世代を担う人材育成に努めることをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>&lt;説明&gt; 本条は、自律発展都市を門真市の目指すべき理念として掲げ、このために市民、議会、市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。 なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。</p>
<p><b>【最高規範性】</b> 第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範であり、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。  2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>&lt;説明&gt; 門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り、育てることで、本条例は、門真市における最高規範として尊重されていくこととなります。したがって、本条例を最高規範として、その他の条例や規則の整合性や体系化に議会や市役所は努めなければならないこととなります。 また、総合計画等の計画においても、この自治基本条例を尊重して策定しなければなりません。</p>

門真市自治基本条例 市民検討委員会 最終原案（平成23年9月6日提出）

**【協働によるまちづくりの基本原則】**  
 第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。

(1) 情報共有  
 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。

(2) 参加・参画  
 市民は、市政に関心を持ち、情報収集に努め、施策や事業の計画、実施、評価及び改善等に主体的に関わることを原則とします。

(3) 対等  
 市民、議会及び市役所は、お互いの強みを生かし合い、弱みを補完し合って、対等の立場で門真市の課題を解決していきます。

＜説明＞  
 情報共有については、市民、議会、市役所相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例（平成11年12月22日門真市条例第13号）第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、市民、議会、市役所が協働する基本的な条件です。なお、本条第2条第1号で定める市民と門真市情報公開条例第5条で定める開示請求権者等の表現は異なるものの、基本的には同一であると解釈することとします。

ところで、議会や市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されています。この点で、市民とは役割が違います。しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。こうして、施策や事業の計画、実施、評価及び改善等の一連の政策過程全般にわたって、協働の手法等の開発、実行は不断に行われることとなるでしょう。

**【総合計画】**  
 第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重し、策定します。

2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように努めます。

3 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営への協力及び監視等に努めます。

4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

＜説明＞  
 総合計画と自治基本条例との関係については、他の自治体でも議論になるところであります。門真市では、総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを自治基本条例が定めるという位置づけを明確にするために、第5条を設けることとしました。したがって、将来総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。

『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』では、「市民と市役所みんなでつくった『新しい門真市総合計画（門真市第5次総合計画）』は、『自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる』という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢」であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。

総合計画の基本構想は地方自治法第2条第4項の規定による議会承認を得ているものであり、結局のところ総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせないこととなります。ところが、2011年5月より、基本構想の議会承認義務化廃止の地方自治法改正が行われましたが、議会は、依然として門真市の将来の方向性を定める総合計画とは密接な関わりを持ち続けるであろうし、実施過程における予算承認等によっても、重要な総合計画進行の監視機能を有していく必要があります。したがって、議会も含めて、市民も市役所も総合計画等の計画を推進するための基本的な自治のルールを本条例で定めることとしました。

行政対案【事務局案】（平成23年7月15日作成）

**【協働によるまちづくりの基本原則】**  
 第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。

(1) 情報共有  
 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。

(2) 参加・参画  
 市民は、市政に関心を持ち、情報収集に努め、施策や事業の計画、実施、評価及び改善等に主体的に関わることを原則とします。

(3) 協働  
 市民、議会及び市役所は、お互いを活かし合い、補完し合って、対等の立場で門真市の課題を解決していくことを原則とします。

**【総合計画】**  
 第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重し、策定します。

2 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

第3章 市民・議会・市役所の役割

【市民の役割】

第7条 市民は、個人の特性にもとづく能力の範囲内で、協働によるまちづくりの主役であることを認識し、自治の推進に努めます。また、市民は、モラル（道徳）の向上及び自助努力に努めます。

2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。

3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利があります。

4 市民は、市役所と協働し、市役所が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきます。

5 市民は、門真の歴史、文化遺産を学び、認識し、まちの誇りとして継承するように努めます。

6 満20歳未満の子ども（以下「子ども」という）は、地域の実情について学び、それぞれの個人の特性に応じて社会の一員として健やかに育ち、学ぶ権利があると同時に、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。

7 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守るよう努めます。

8 子どもは、ありがとうの気持ち等人間関係のあり方を学び、実践し、人格形成に努めなければなりません。

＜説明＞

市民は、それぞれ人間の特性や個性があり、得手不得手があります。したがって、自分で可能な範囲で自助努力しなければなりません。不当な差別から守られ、お互いに人権を尊重し合い、不足している点は相互に補い合い、支え合って、生きていかなければなりません。その支え合いは、まずは家族であり、それではできない場合に、次に自治会等のコミュニティの組織で対応します。協働によるまちづくりという点からいえば、市民はお互いを知り、学び合うことで、モラルの向上、ひいては、市民力、地域力を向上させていきます。こうした市民の力で取り組む姿勢を、本条では表現しています。なお、市民は、市役所や議会に自己の利益のみを考えた不当な要求をしてはならないことは、言うまでもありません。

市民の力で解決できないときに、市民は議会や市役所に付託することになります。付託するといっても白紙委任するわけではなく、まちづくりの主人公として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場に参加したり、計画策定の過程に参加することも保証されなければなりません。この第3項の内容は、協働の基本的前提として認識されるべきです。そこで、門真市で初めて、「知る権利」、「参加・参画する権利」を定めました。これらの権利の意味は判例で明確にされたものではありません。したがって、市民、議会、市役所が実際の行動を通じて構築していかなければなりません。また、第4項では、一連の政策過程における協働関係が適切に保たれるためには、特に市役所が適法かつ公正に業務遂行ができるように、市民は市役所を支援する必要があることを規定しました。

以上のストーリーは、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた補完性の原理であり、門真市でもこの方向性を具体的に表現することとしました。

ところで、一般的に市民はまちの欠点が気になり、まちにマイナスのイメージを抱きがちです。まちの課題を認識することは大切ですが、一方ではまちの良いところを見落としがちです。そこで、門真の歴史、文化遺産の再認識と門真への愛着心を醸成し、協働によるまちづくりへの関心を高めること（第6項以下）という子どもとは、満20歳未満の青少年及び子どものことをいいます。近年、挨拶ができない、蛮行をはたらく等、子どもに対する批判が多くなってきました。

ただ、これには大人やコミュニティにも責任があり、大人やコミュニティが子どもとの関わり方を真剣に考え、行動することで、子どもはそれぞれの個性や特性の許す範囲で、まちづくりの主役として活躍するようになります。したがって、子どもにはそれぞれの年齢、個性、特性に相応しいまちづくりに参加・参画する権利を認める必要があり、第6項を設けました。

この理念については、『子どもの権利条約』（1994年日本政府批准）でも謳われていますので、この条約を門真市が具体的に表現したことになります。

ただし、本条に掲げる子どもの権利は、あくまで協働によるまちづくりを前提とした権利であり、民法上の効力とは別のものであることを確認しておきます。そこで、第8項では積極的に子どもも成長に応じて人格形成に努めることを義務として規定しました。もちろん、この前提として、地域社会（コミュニティ）や大人が、子どもを適切な方向に導く努力が必要となります。

④第7条の子どもの年齢について、18歳未満だと考えるが、最終原案では20歳未満となっている。市民検討委員会では、法的な問題も含めて判断を行ったのか。

⑤第7条の子どもの部分だが、市民とは分けているという理解で良いか。

第3章 市民・議会・市役所の役割

【市民の役割】

第7条 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利があります。

2 満18歳未満の子ども（以下「子ども」という。）は、社会の一員として健やかに育ち、学ぶ権利があると同時に、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。

3 市民は、多様な価値観を学び、お互いの立場を尊重し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。

4 市民は、個人の特性にもとづく能力の範囲内で、モラルの向上に努め、門真の歴史、文化を学び、認識し、まちの誇りとして継承するように努めます。

5 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守るよう努めます。

6 子どもは、思いやる気持ちを持って、学び、実践し、より良い人間関係の形成に努めなければなりません。

門真市自治基本条例 市民検討委員会 最終原案（平成23年9月6日提出）

なお、人格形成とは、地域社会等で生きていくための必要な知識や人間関係のあり方を学び、地域社会等の一員として参加できる資質を身につけることと考えておきます。

**【事業者の役割】**  
 第8条 事業者は、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。  
 2 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

＜説明＞  
 本条における事業者は、市民の一員として、公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担い、ひいては門真市の自治の発展に寄与することが期待されています。なお、とりわけ企業においては、暮らしやすい地域社会実現のために、地域経済の持続的な発展に貢献することも求められています。

**【議会の役割】**  
 第9条 議会は、会議の公開等開かれた議会運営に努めます。  
 2 議会は、市民に対して議会報告を積極的に行う等、議会が保有する情報の発信に努めると共に、市民と意見交換する場を設ける等、市民が参加しやすくするよう議会運営に努めなければなりません。

＜説明＞  
 日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には執行機関の監視、抑制機能以外に、とりわけ地方分権の進展とともに、政策形成機能が求められています。そこで、近年では議会の活性化のため、議会基本条例を制定して議会改革を行う議会も増えつつあります。議会活性化のためには議会そのものの改革努力に期待するところが大きいのですが、まずは開かれた議会改革を行い市民を起点とした政策議論がおこなわれるように、議会への市民参加の促進について規定することとしました。会派や議員の市民への議会報告だけみても、かつての方が積極的であったと言われることがあります。そこで、議会や会派、議員が市民と積極的に意見交換する場を設ける等して、議会への市民参加の促進が期待されます。

**【議員の役割】**  
 第10条 議員は、門真市全体の発展のために、市民の意思を的確に反映させるため公正かつ誠実に職務を遂行します。  
 2 議員は、その権限又は地位を利用することにより、市役所の公正な職務の執行を妨げてはいけません。

＜説明＞  
 議員は特定の地区や一部の住民グループの代表ではなく、門真市全体の発展のために活動すべきことを改めて確認しました。なぜならば、特定の地区や一部の住民グループの代表として、その権限や地位を活用しているのではという疑念を市民が抱くことがあるからです。そのために、公正な行政活動に影響を及ぼすことはあってはいけないことであり、適正な議員活動を導くためにも、第2項を設けることとしました。

⑥第9条(議会の役割)・第10条(議員の役割)が、かなり厳しい内容ではないかと思う。

行政対案【事務局案】（平成23年7月15日作成）

**【事業者の役割】**  
 第8条 事業者は、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。

2 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

**【議会の役割】**  
 第9条 議会は、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。

2 議会は、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めます。

3 議員は、市民の代表者として市民の意思を的確に反映させるため、公正かつ誠実に職務を遂行し、執行機関を監視する機関の一員としてその役割を果たすと共に、市役所の公正な職務の執行の充実強化に努めます。

門真市自治基本条例 市民検討委員会 最終原案（平成23年9月6日提出）

**【市役所の役割】**  
 第11条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。

2 市役所は、市民の参加も視野に入れたわかりやすい広報誌・ホームページ等の充実によって、必要とするところに必要な情報が届くように、積極的な情報公開・情報提供に努めます。そのための広報手段として、多様な情報媒体の活用をしていきます。

3 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の見直しに努めます。

<説明>  
 市民を協働によるまちづくりの主人公として尊重し、協働を促進させるためには、市役所は市民の市政への参加や参画の機会を積極的に設け、広聴の充実と言うまでもなく、市民からの意見や提案を適切に反映することを保証するために、不断の参加や参画の手法開発を行うことが求められます。第1項では、このような市役所の役割を述べています。もちろん、公共性の判断なく、特定の市民の意見に迎合することは許されず、市民相互の学習の機会の提供も含めて、参加や参画の場を設ける必要があります。

ところで、市役所の広報はこれまで広報誌、ホームページ、TV等の多様な情報媒体を通じて展開してきました。こうした努力にもかかわらず、必要な人に必要な情報が届かないという問題が発生しています。広報内容の制作に市民が参加し、わかりやすい広報づくりを行う等、市民が広報に気づき、関心を持てるような工夫も必要でしょうし、ツイッター、フェイスブック等の多様な情報媒体も積極的に活用する方向で検討すべきでしょう。

市役所の行政活動が公平・公正さを保つことは大前提ですが、市民サービスの向上を図らなければなりません。そこで、例えば、市民の生活形態に適應して、市役所窓口の業務時間、市民委員会等の各種諮問委員会の開催日時の変更、さらには市民に分かりやすい手続き方法の改善等、市役所業務のスタイルを変えていくことも必要となります。

また、市民と市役所は行政活動の結果だけではなく、とりわけ効果を評価する場合には、市民と協働で行うことで行政の活動がどのように市民生活に影響しているかが判断できることとなります。そのために、第3項では、市民と共に行政評価に努めることを規定しました。

**【職員の役割】**  
 第12条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。この場合において、不実又は虚偽の記載をしてはなりません。

<説明>  
 門真市の職員は、門真市全体の公務員であって一部の市民のための公務員ではありません。また、公務員の仕事は公共の利益の増進に役立てる事が第一の使命です。市民の中には、不当な要求や要望を職員に押し付ける場合もあり、本条は、公務員の本来の使命の確認と一部の市民のエゴから公務員を守るために設けました。このことが守られることにより市民の市役所に対する信頼性は高まり、協働の基盤をより強固なものとしていきます。

行政対案【事務局案】（平成23年7月15日作成）

**【市役所の役割】**  
 第10条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。

2 市役所は、多様な情報媒体を活用し、積極的な情報公開・提供に努めます。

3 市役所は、要望等の内容について簡潔かつ適正に記録する等、広聴活動の充実に努め、誠実に対応します。

4 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め不断の行政活動の見直しに努めます。

<説明>



第4章 広域行政

【広域行政の推進】

第13条 市役所は、国、大阪府及び他の自治体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければなりません。

＜説明＞

日本は平成の時代に入り、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。門真市では津波の心配は少ないものの、震災等による大災害の可能性は否定できず、過去の大災害の教訓を活かした対応策の検討が必要であり、本条は特にこうした点から設けることとなりました。もちろん、その他の点においても、課題解決のためには、広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携の検討をするべきであります。

第5章 協働の基盤形成

【協働の基盤・推進】

第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。

2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。

＜説明＞

『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改訂があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤形成が必要です。

第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のための必要内容を定めたものです。

第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的や相互の役割のあり方が共有されるところから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重した改善へと向かいません。そこで、一連の政策過程全般にわたって、協働関係の構築が必要であることを述べています。なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。

本条の実現のためには、市民、議員、職員の相互に具体的な役割の内容を理解し、相互に本来の役割が発揮できるように改善していくためには、公式であれ、非公式であれ、本音で語り合う場が幾重にも設けられることが期待される。また、議会や市役所は市民が適切な判断ができ、課題を的確に認識するためには、市民に現状を正確に説明するようにならなければなりません。

第4章 広域行政

【広域行政の推進】

第11条 市役所は、国、大阪府及び他の自治体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければなりません。

第5章 協働の基盤形成

【協働の基盤・推進】

第12条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。

2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。

3 市民は、市役所と協働し、市役所が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきます。

【住民投票】

第13条 住民投票については、その必要性が具体的に生じた時に、別に検討します。

第6章 地域自治の推進

<p><b>【地域自治の推進】</b> 第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>	<p>＜説明＞ 近年、自治会加入率の低下や近隣住民相互のコミュニケーションの疎遠化等が問題になっています。だからといって、地域自治（コミュニティ）に課題が無いわけではなく、少子高齢化や安心・安全に関する課題は山積しているため、地域自治（コミュニティ）の役割は重要です。そこで、本条では、市民一人ひとりが地域自治（コミュニティ）の役割やその大切さを再認識し、地域自治（コミュニティ）活性化に向けて取り組むことを期待しています。</p>
<p><b>【地域会議の推進】</b> 第16条 市域全体の地域自治の取り組み方針を検討し、連絡調整や進行管理の役割を果たすために、地域全体会議を設置します。</p> <p>2 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁団体及び目的別団体等多様な主体で構成され、地域の課題解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下「<b>地域会議</b>」という）を設置することができます。</p> <p>3 市役所は、<b>地域会議</b>の設立及び活動を支援します。</p>	<p>＜説明＞ 第15条では地域自治（コミュニティ）再生のために一人ひとりの地域自治（コミュニティ）活性化に向けた取り組みの大切さを唱えました。そこで、本条では、門真市内の地域自治（コミュニティ）が抱える課題を解決し、活性化させていくために、地域自治（コミュニティ）のあり方を全市的に検討し、連絡調整や進行管理の役割を果たすために、市民によって構成される地域全体会議を設置することを規定しました。</p> <p>また第2項では、一定の地域を範囲とした地域の課題を整理し、課題解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能な単位ですので、小学校区の範囲を原則に、地域によっては中学校区の範囲も考えられます。地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域課題解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。</p> <p>地域自治の根底は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります。しかしながら、自治会によっては、加入率の低下や役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見られます。また、自治会が地域の基礎的団体であることは大前提ですが、自治会の単位だけでは課題解決が困難な場合もあり、より広範な単位を前提に、自治会、各種団体、ボランティア団体、NPO等が連携・協働することにより大きなパワーを発揮できる組織形成の必要性が高まっています。課題解決の内容によっては、地域外（門真市外も含）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。</p> <p>このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していかねばならないのです。</p>

⑦地域会議を設置するということが、既存の共同体等では、自治会・民生委員等が入り、小学校区単位で動いていると思うが、その他の協議会等も含めて、既存組織との整合性は、どのように考えたら良いか。また、既存団体との関係について、地域会議はその目標を達成するための区域割り（小学校区単位）を事務局では考えているようだが、市全体での整合性はど

⑧地域全体会議について、通常では「地域会議を立ち上げ、活動している中から生まれた共通項目を解決するために地域全体会議を設置する」ものなのではないか。地域全体会議を通さないと地域会議はできないのか。

⑨地域会議の補助金について、行政協力支援金等、既存の補助金は整理していくことになるのか。

⑩地域全体会議→地域会議→地縁団体等既存団体という上下関係の構図になるのか。

⑪この条文では、地域全体会議は設置しなければならないが、地域会議は任意でかまわないと読み取れる。任意でも良いのか。

⑫地域全体会議のメンバーは決まっているのか。

⑬地域全体会議や地域会議は、継続的に存続しうるものなのか。

⑭現在、校区には青少年育成協議会や自治会などがあるが、地域会議の位置付けがイメージしにくい。

⑮地域コミュニティが学校支援に対して、果たす役割は大きいですが、大きくなりすぎるが故に学校運営の壁になる可能性があるのではないか。

第6章 地域自治の推進

<p><b>【地域自治の推進】</b> 第14条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>
<p><b>【地域協働推進協議会】</b> 第15条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁団体及び目的別団体等多様な主体で構成され、地域の課題解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下「<b>地域協働推進協議会</b>」という。）を設置することができます。</p> <p>2 地域協働推進協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市役所及びその他の組織と連携しながら、協働を推進し、地域における市民生活の向上を図る活動を行うものとし、</p> <p>3 市役所は、<b>地域協働推進協議会</b>の設立及び活動を支援します。</p> <p>4 地域協働推進協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとし、</p>

第7章 自治基本条例の効果と改善

【門真市自治基本条例推進委員会の設置】

第17条 この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会を設置します。同委員会は市長や議会に意見書を提出することができます。

2 議会及び市役所は、この条例の改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければなりません。

3 門真市自治基本条例推進委員会の組織及び運営等については、別に定めます。

<説明>

本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、定期的に検証・評価する必要があります。本条の門真市自治基本条例推進委員会はそのために設置されるものです。同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や無作為抽出市民等の市民による構成であることが求められます。したがって、組織及び運営については慎重な審議と判断が求められますので、別に定めるのが適切であると判断しました。

⑩推進委員会について、他市でも同様の委員会を設置しているところはあるのか。

第7章 自治基本条例の効果と改善

【条例の検証及び改正】

第16条 市役所は、この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、この条例に基づく市政運営が行われているかを検証する制度を設けるものとします。

2 市役所は、この条例の改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければなりません。

3 検証制度や改正手続等に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

# かどまのまちをみんなで作ろう！！

～ 「ひと・まち・“元気”体感都市 かどま」を目指して ～



平成23年10月



門 真 市

地方分権が進むとともに、市民ニーズが多様化している現在の社会では、様々な課題について自分たちの力で取り組み、解決していくことが求められています。

そのためには、**市民**と**議会**、そして**行政**がそれぞれの役割と責任を自覚し、協力して地方自治を進めていくことが欠かせません。

……そこで！

**自治基本条例が必要となっています！**

# では、自治基本条例とは何なのでしょう？

？



まず、地域では……

少子高齢化により、地域の様々な活動の担い手が不足していることや、生活スタイルの変化により、地域のつながりが希薄になっていることなど、たくさんの課題が山積しています。

課題を解決するには……

地域が連携をして、課題を解決するための仕組みづくり（例えば、いろいろな人や団体が元気に活動することができる環境をつくることなど）が急務となっています。



そのためには、……

これまで公共サービスの提供については、主に行政が担うという考え方が中心でしたが、人口減少・少子高齢化など社会が大きく変化する中、住民や地域の様々な団体が連携・協力を行い、地域の課題に取り組んでいく

きょうどう  
「協働」の仕組みが必要となりました。





これらの課題を解決していくためには、「**基本的な考え方**」や「**ルール**」が必要です。

……それが

# 自治基本条例なのです！

本格的な地方分権時代の到来により、国と自治体が対等に協力しあう関係となったことで、地方自治体には「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という「自己決定・自己責任」に基づいた自治運営が求められています。

これには、市民の意思に基づいて、地域の特性を生かした「<sup>きょうどう</sup>協働によるまちづくり」を行うことが重要となっています。

門真市では、平成21年を「**公民協働元年**」<sup>こうみんきょうどうがねん</sup>と位置付け、「**門真市市民公益活動支援・協働指針**」<sup>しみんこうえきかつどうしえん きょうどうししん</sup>に基づき、市民と行政による**協働**<sup>きょうどう</sup>のまちづくりを積極的に推進するとともに、平成22年度から10年間の行政運営の指針となる「門真市第5次総合計画」におきましても「**協働**」<sup>きょうどう</sup>をまちづくりの基本目標を達成するための基本姿勢とし、行政運営を行っていくこととしています。

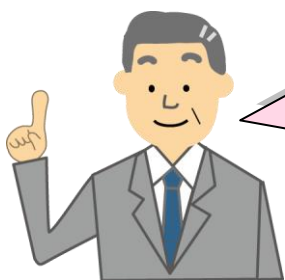
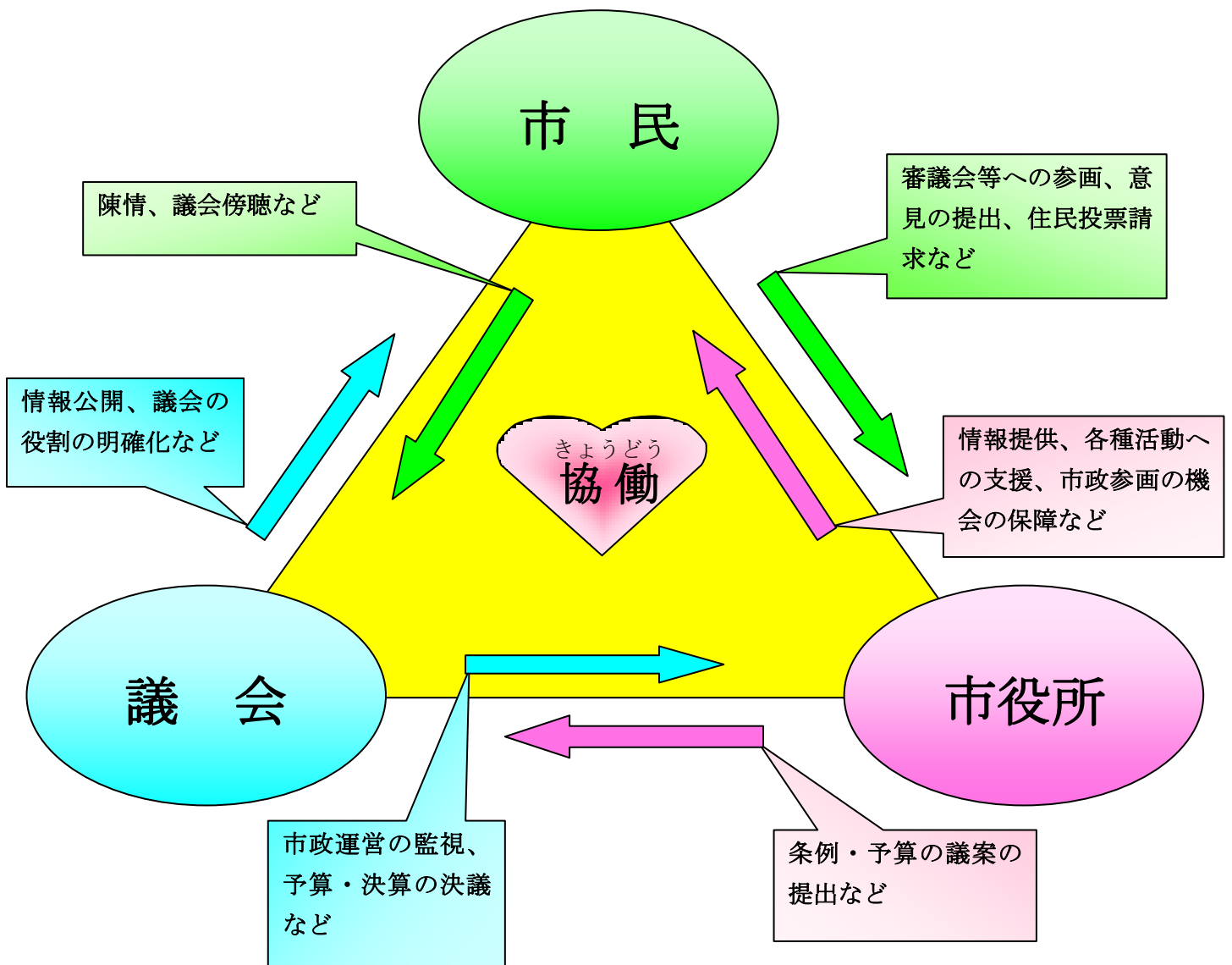
そのため、平成22年9月より、多くの公募市民の皆様に参加していただき、「(仮称)門真市自治基本条例を考える市民検討委員会」を設置し、平成23年9月6日「門真市自治基本条例(原案)」提出までの1年間、延べ19回にも及ぶ会議を行ってきました。

今後は、提出された「門真市自治基本条例(原案)」を土台として、各種団体の皆様からいただいたご意見や、<sup>※1</sup>パブリックコメントなどを参考にし、副市長を委員長とする「門真市自治基本条例制定検討委員会」にて「**門真市の最高規範**」<sup>さいこうきはん</sup>とするべく、検討を行っていきます。

※1 パブリックコメントとは、公的な機関が規則あるいは命令などを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいいます。



# では、自治基本条例のイメージって？



この条例は、上のイメージ図のようなサイクルが滞りなく機能するように、市民や事業者の権利や責務、議会と市役所の役割や責務などを明らかにするものです。

この条例を基に、市民一人一人の主体性を大切にしながら、一緒に「きょうどう 協働によるまちづくり」を行います。

市民、各種団体の皆様には、「住みたい、  
住み続けたいまち 門真」の実現に向け、  
ご協力をお願いしますとともに、たくさ  
んのご意見をお待ちしています。





〒571-8585 門真市中町1番1号

門真市役所 総合政策部 公民協働課

(代表) 06-6902-1231

(直通) 06-6902-5612

(FAX) 06-6905-3264

アドレス: [koumin@city.kadoma.osaka.jp](mailto:koumin@city.kadoma.osaka.jp)

各 位

門真市総合政策部公民協働課長

門真市自治基本条例（原案）に関するご意見について（お願い）

仲秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

先般は「『（仮称）門真市自治基本条例』策定にあたっての事業所アンケート（平成23年4月18日付門政公第9号）」にご協力いただき、誠にありがとうございました。お陰をもちまして、市民の皆様にご検討いただいた門真市自治基本条例原案が完成し、本市へ報告されました。現在、条例原案は、本市の検討組織にて条例化に向け、検討を進めているところであります。（検討の進捗状況は、本市ホームページをご覧ください。（<http://www.city.kadoma.osaka.jp/keikaku/jitikihonjyorei.html>））

つきましては、条例原案について、貴事業所のご意見をお聴かせいただき、庁内検討を進めていきたいと考えておりますので、大変恐縮ではございますが、別添の条例原案をご一読の上、下記要領にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 内 容 別紙質問票の設問に対し、回答様式に記入してください。
2. 回答方法 Eメール (koumin@city.kadoma.osaka.jp)  
又はFAX (06-6905-3264)
3. 回答期限 平成23年11月8日（火）
4. 添付書類 ① 質問票  
② 回答様式  
③ 門真市自治基本条例（原案）  
④ 事業所アンケート集計結果

---

門真市 総合政策部 公民協働課  
担当：上田、木村  
電話：06-6902-5612（直通）

---

# 門真市自治基本条例（原案）

# 質問票

回答期限 平成23年11月8日（火）

以下の各設問に対して、貴事業所のご意見として適当なものをひとつ選び、回答様式の回答欄にご記入ください。

**質問1** 条例原案に、わかりにくい文言、表現等がございますか。

1. ない
2. ある（自由記載欄に、わかりにくい部分をご記入ください。）

**質問2** 本条例は、市民（事業者を含む）・議会・市役所がそれぞれの役割を明確にし、自治の基本的なルールを定めるものですが、そのルールが条例原案で表現されていますか。

1. 表現されている
2. 表現されていない（自由記載欄に、その理由をご記入ください。）
3. わからない

**質問3** 本条例に基づき、今後のまちづくりについて、協働を進めていきたいと考えておりますが、各条文はふさわしいものとなっておりますか。

1. ふさわしい
2. ふさわしくない（自由記載欄に、その理由をご記入ください。）
3. わからない

**質問4** 第8条に「事業者の役割」を規定しておりますが、本条文に基づいて地域と関わる新しい協働に取り組みたいと思いませんか。

1. 思う（自由記載欄に、想定できる活動内容をご記入ください。）
2. 思わない（自由記載欄に、その理由をご記入ください。）
3. わからない

**質問5** その他、条例原案についてご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

# 門真市自治基本条例（原案）

# 回答様式

事業所名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
回 答 欄			
	回答番号	自由記載欄	
質問 1			
質問 2			
質問 3			
質問 4			
質問 5			

ご多忙中、門真市自治基本条例（原案）に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

今後とも、公民協働の推進にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

回答先 門真市総合政策部公民協働課

①メール (koumin@city.kadoma.osaka.jp)

②FAX (06-6905-3264)

# 自治基本条例推進委員会 他市の状況一覧

自治体	条例名	根拠条例・規則等	組織名称	人数	運営方法
池田市 (大阪府)	池田市みんなでつくる まちの基本条例	同条例第22条	池田市みんなでつくるまち 推進会議	20人以内	委員 ①条例に基づく審議会等のうち、基本条例の理念等に合致するものとして市長が指定するものの長の職にある者 ②法律又は 条例に基づく団体のうち、市長が指定するものの長の職にある者 ③市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務 所もしくは事業所に勤務する者もしくは学校に在学する者 ④学識経験を有すると認める者 任期 2年 会議 年数回(1回2時間程度) H23年度 2回(10月20日時点)・H22年度 開催なし・H21年度 1回 報酬 無報酬
阪南市 (大阪府)	阪南市自治基本条例	同条例第28条 阪南市自治基本条例 推進委員会	阪南市自治基本条例 推進委員会	12人以内	委員 ①学識経験者 ②公共的団体等の代表者 ③市民(自治基本条例第3条1号に規定する市民) 任期 2年(再任あり) 会議 年数回(1回2時間程度) H23年度 2回(10月20日時点) 報酬 委員 6,500円/1回
和泉市 (大阪府)	和泉市自治基本条例	同条例第33条 和泉市自治 推進審議会規則	和泉市自治 推進審議会	15人以内	委員 ①学識経験者 ②コミュニティ活動を行う者 ③事業者 ④公募による市民 ⑤前各号に掲げる者の他、市長が適当と認める者 任期 2年(再任あり) 会議 月1回(1回2時間程度) 報酬 委員 8,000円/1回
岸和田市 (大阪府)	岸和田市自治基本条例	岸和田市自治基本条例 推進委員会規則	岸和田市自治基本条例 推進委員会	15人以内	委員 ①学識経験者 ②公共的団体等の代表者 ③公募した市民 任期 2年(再任あり) 会議 年2回(1回2時間程度) 報酬 委員 9,000円/1回
米原市 (京都府)	米原市自治基本条例	同条例第28条	米原市自治基本条例 推進委員会	12人以内	委員 ①公募による市民 ②条例第2条第3号に当てはまる事業者 ③識見を有する者 ④その他市長が特に必要と認める者 任期 2年 会議 年1回以上 H21～22で5回開催 報酬 不明
芦屋市 (兵庫県)	芦屋市市民参画及び 協働の推進に関する条例	同条例第18条	芦屋市市民参画 協働推進会議	8人以内	委員 ①学識経験者 ②市民 ③市民団体の代表者 任期 2年 会議 年3回程度 報酬 会長 13,500円/1回 委員 11,200円/1回
亀山市 (三重県)	亀山市まちづくり基本条例	同条例第20条 亀山市まちづくり基本条例 推進委員会規則	亀山市まちづくり基本条例 推進委員会	10人以内	委員 ①公募により選出された者 ②学識経験を有する者 ③公共的団体等から選出された者 ④その他市長が必要と認める者 任期 2年(再任あり) 会議 半年間に月1回程度で6～7回開催(1回2時間) 報酬 委員 7,100円/1日
栗東市 (滋賀県)	栗東市市民参画と協働による まちづくり推進条例	同条例第15条	栗東市市民参画等 推進委員会	12人以内	委員 ①公募による市民 ②市民公益活動団体の代表者 ③地域コミュニティ団体の代表者 ④学識経験者 任期 2年 会議 年数回(1回1時間半～2時間程度) H23年度 1回(10月20日時点)・H22年度 2回・H23年度 3回 報酬 委員長 5,900円/1回 委員5,700円/1回